

公益財団法人横浜企業経営支援財団 海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱

制 定 令和2年4月1日

最近改正 令和3年1月4日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が行う、定款第4条第1号から第4号に規定する事業のうち、海外市場の新規開拓や拡大を目指す横浜市内中小企業に、海外で開催される展示商談会への出展に要する経費の一部を助成することにより、外国企業との商談の機会をより多く創出することを通じて、海外市場の開拓を支援することを目的とする。

(申請者の要件)

第2条 助成金の申請が出来る者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に定める中小企業であつて、横浜市内に本社を有し、原則として市内で引き続き1年以上事業を営む法人であること。ただし、個人事業主、組合及び次のアからウのいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」）は対象としない。

ア 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

(2) 本事業で申請する展示会において、自社が企画・開発・製造（国内委託加工含む）した製品・商品を出展すること。また、輸出入関連法規等法令に抵触しないこと。

(3) 本事業で申請する展示会において、国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けていないこと。ただし、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が出展支援する展示会は対象とする。

(4) 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないこと。また財団に対する債務の滞納がないこと。

(5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種、その他、公序良俗の観点から財団が適当でないと認める業種でないこと。

2 次の各号に掲げるものは、交付の対象としない。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と緊密な関係を有すると認められる者

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があると認められる者

(対象となる展示会)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第2条の申請者が海外市場開拓のために行う日本国外で行われる展示会および日本語以外を主要な使用言語とするオンライン展示商談会とする。ただし、出展料負担を伴わない展示会、簡易な催事的な展示会は除く。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、第9条に定める報告書の提出までに助成事業の実施及び支払いがすべて完了したものとする。

- 2 前項に定める経費には、消費税相当額は含まないこととする。
- 3 助成対象経費以外の経費と助成対象経費との支払いの区別が難しいものは助成対象経費から除外するものとする。

（助成限度額等）

第5条 交付する助成金の額は、前条に定める助成対象経費の2分の1以内とし、1社につき20万円を上限とする。うち、渡航費の助成は10万円を上限とする。

- 2 前項に定める助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。
- 3 助成対象者が同一年度内に助成金の交付申請ができる回数は、1回のみとする。
- 4 同一助成対象者が、本制度を利用できる回数は、横浜市の実施する平成25年度～平成31年度横浜市海外展示商談会出展支援事業と通算して、3回を上限とする。

（募集期間）

第6条 理事長は、募集を行おうとする年度ごとに期間を定め、募集を行う。

（交付申請）

第7条 助成金の交付申請をしようとする者は、第3条に定める助成事業実施の原則1か月前までに、海外展示商談会出展支援事業助成金交付申請書兼事業計画書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して提出しなければならない（以下これらの書類を併せて「交付申請書等」という。）。ただし、本事業を実施する年度の初日からの1か月以内に当該助成事業を実施する場合については、当該助成事業の実施日までに交付申請書等を提出することとする。

- (1) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書。）
 - (2) 非課税確認同意書（第1号様式の2。事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合。）
 - (3) 海外展示商談会出展に係る収支計画書（第2号様式）
 - (4) 出展を行う展示商談会の概要等の資料
 - (5) 海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担計画書（第2号様式の2。共同出展の場合に限る。）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- 2 理事長は、必要に応じ申請者又は次条の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

(交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、要件に適合するものには、海外展示商談会出展支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知することとし、その他のものについては、海外展示商談会出展支援事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに、海外展示商談会出展支援事業変更申請書（第6号様式。以下「事業変更申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 理事長は、事業変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、海外展示商談会出展支援事業変更承認通知書（第7号様式）により、適当と認めないときは、海外展示商談会出展支援事業変更不承認通知書（第8号様式）により助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、助成事業を中止しようとするときは、速やかに、海外展示商談会出展支援事業中止届出書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して1か月以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、海外展示商談会出展支援事業実績報告書（第10号様式）に、次の各号に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない（以下これらの書類を併せて「実績報告書等」という。）。

- (1) 海外展示商談会出展に係る収支決算書（第11号様式）
- (2) 海外展示商談会出展料等の領収書の写し等（支出が完了したことを証明する証憑）
- (3) 海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担報告書（第11号様式の2。共同出展の場合に限る。）
- (4) 海外企業との商談実施概要を記載した報告書
- (5) 前各号に規定するもののほか理事長が必要とする書類

(助成金額の確定)

第11条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書等により、助成対象事業の実施内容、経費の支出内容等を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、海外展示商談会出展支援事業助成金額確定通知書（第12号様式。以下「確定通知書」という。）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 確定通知書を受理した助成事業者は、速やかに、海外展示商談会出展支援事業助成金交付請求書（第13号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求に基づき助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消した場合は、海外展示商談会出展支援事業助成金交付決定取消通知書（第14号様式）により通知することとする。

- (1) 助成事業完了前に市外へ移転したとき
- (2) 助成金の交付前に倒産したとき
- (3) 第2条第1項に定める助成対象でなくなったとき
- (4) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (6) その他前各号に類する事由により理事長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき

2 理事長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 助成事業者は、前項の規定による取消しにより、助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(報告)

第14条 助成事業者は、理事長が求めるときは、事業成果等に関するアンケート等への回答に協力することとする。

(助成事業者等の公表)

第15条 理事長は、必要があるときは、助成事業者、事業成果及び支援内容の概要について公表することとする。

(横浜市との連携事項)

第16条 平成23年度～平成31年度までに市が実施した横浜市海外展示商談会出展支援事業（以下「従前実施事業」という。）については、本要綱により財団がこれを引き継ぐものとする。

2 本事業の実施に際し、第14条に規定する助成事業者等の公表に係る事項については、必要に応じて、市と連携してこれを実施するものとする。

3 本事業の実施に係る企業等の情報（従前実施事業の情報を含む。）については、財団及び市は、相互に協力して情報提供するなどその共有を行うものとする。

4 前項の企業等情報については、本事業の実施に関して必要な範囲で使用するものとし、法令に基づくもののほか、第三者に提供する際には、財団及び市相互で協議の上で提供の可否を決定するものとする。

(関係書類の保存期間)

第 17 条 助成金関係書類の保存期間は、5 年とする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

別表 (第 4 条)

対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none">・日本国外の展示会 出展料（小間代、登録料等出展に際して係る費用）、会場設備費（ブース 装飾費、追加備品費、水道光熱費等）、出品物の輸送通関費、出品及び出品 物輸送通関に係る保険料、渡航費（飛行機以外の乗り物は除く） ※なお、宿泊費及び人件費、消費税、関税その他諸税、送金手数料等その他 の経費は助成対象としない。・オンライン展示商談会 出展料（参加料）、参加のためのシステム環境整備に係る費用、オンライ ン展示商談会参加に付随する費用

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

（申請者）

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

海外展示商談会出展支援事業助成金交付申請書 兼事業計画書

海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

出展予定展示商談会の名称	
展示商談会開催国・都市名	
展示商談会主催者名	
出展時期	年 月 日 ～ 月 日
出展予定商品名	
展示会全体の規模（ブース面積、出展社数、来場者数等）	
交付を受けようとする助成金の額（上限額第5条第1項）	円
申請企業の出展内容（ブース面積、出展内容等）	
出展の効果見込み（期待される成果）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 非課税確認同意書（第1号様式の2） <input type="checkbox"/> 海外展示商談会出展に係る収支計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 出展を行う展示商談会の概要等の資料 <input type="checkbox"/> 海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担計画書（第2号様式の2） <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

第1号様式の2（第7条第1項）

（*下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください）

年 月 日

非課税確認同意書

（提出先）

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長

提出者 所在地
名称
代表者職名
氏名

印

該当の有無 (非課税の場合は○)	税 目
	事業所税
	固定資産税及び都市計画税

*法人市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

事業所名	所在地

*横浜市市内に所在するすべての事業所（事務所、店舗、工場など）について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

海外展示商談会出展に係る収支計画書

（単位：円）

収入の部		支出の部（注）	
区分	予算額	区分	予算額
自己資金		出展料（小間代、登録料など出展に際してかかる費用）	
借入金		会場設備費等（ブース装飾費、追加備品費、水道光熱費等）	
助成金		輸送通関費	
その他		輸送通関費に係る保険料	
		渡航費	
計		計	

（注）支出の部については助成対象外経費（消費税、関税、その他諸税、送金手数料等）を除いた金額を記入してください。

オンライン展示商談会参加の場合は、区分に経費の内容が分かるように記載してください。

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長

（申請者）

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担計画書

このたび当社が他社との共同で出展する海外展示商談会の出展料等負担については、以下のとおり計画しています。

出展する展示商談会の名称		
共同出展者の所在地及び名称 (共同出展者が複数ある場合は 全て記載すること。)		
出展の規模（ブース面積等）	全体面積	申請者使用面積
	m ²	m ²
出展料（小間代、登録料など 出展に際してかかる費用）	共同出展に係る全体の 出展料	申請者が負担する 出展料相当額
	円	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 展示商談会出展に係るブース平面図（申請者使用部分を明示したもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

年 月 日

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長

所在地 〒
名 称
代表者職名・氏名 印

暴力団排除に関する誓約書

海外展示商談会出展支援事業に応募するにあたり、下記の（1）から（5）までのいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、助成金の交付取消・返還等、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

記

海外展示商談会出展支援事業の助成金交付を受ける者として不適当な者

- （1） 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- （2） 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があると認められる者
- （3） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （4） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった海外展示商談会出展支援事業助成金については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第8条に基づく審査の結果、次の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

1 助成金交付予定額

¥ . -

助成対象となる事業計画は、申請書のとおりとします。

2 交付条件

- (1) 助成事業が完了した日の翌日から起算して1か月以内に事業実績報告書を提出すること。
- (2) 事業実績報告書の内容が適当と認められること。
- (3) 同一の事業で他の助成金等の交付対象となっていないこと。

3 助成金の交付時期

事業実績報告書の内容を審査し交付額を決定した後、請求に基づき助成金を交付します。

4 その他

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付に関して不正の行為を行ったときは、この決定を取り消すことがあります。
- (2) 助成事業に係る企業名、所在地、商品名、事業概要等を財団ホームページ等で公表することがあります。

担当：

第5号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった海外展示商談会出展支援事業助成金については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第8条に基づく審査の結果、交付しないこととしましたので通知します。

不交付の理由

担当：

（申請先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

（申請者）

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

印

海外展示商談会出展支援事業変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた海外展示商談会出展支援事業について、次のとおり内容を変更したいので、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第9条に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業変更承認通知書

年 月 日に申請のあった海外展示商談会出展支援事業の変更については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第9条に基づき承認することとしましたので通知します。

変更承認内容

変更する事項	承認（決定内容）	
	変更前	変更後

担当：

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業変更不承認通知書

年 月 日に申請のあった海外展示商談会出展支援事業の変更については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第9条に基づき、承認しないことに決定しましたので通知します。

不承認の理由

担当：

第9号様式（第9条第3項）

年 月 日

（届出先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

（届出者）

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

印

海外展示商談会出展支援事業中止届出書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた海外展示商談会出展支援事業を中止します
ので、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第9条に基づき届け出ます。

中止の理由

（申請先）

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

（申請者）

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

印

海外展示商談会出展支援事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた海外展示商談会出展支援事業が完了しましたので、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき報告します。

出展した展示商談会の名称	
展示商談会開催国・都市名	
展示商談会主催者名	
出展時期	年 月 日 ～ 月 日
出展商品名	
出展の規模（ブース面積、出展社数、来場者数等）	
出展の成果（商談件数、商談結果、今後の計画など）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 海外展示商談会出展に係る収支決算書（第 11 号様式） <input type="checkbox"/> 海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担報告書（第 11 号様式の 2）（共同出展の場合） <input type="checkbox"/> 海外展示商談会出展料等の領収書の写し等 <input type="checkbox"/> 商談実施概要報告書 <input type="checkbox"/> その他の書類

第 11 号様式（第 10 条第 1 項）

海外展示商談会出展に係る収支決算書<総括表>

収 入 の 部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)
自 己 資 金			
借 入 金			
助 成 金			
そ の 他			
計			

支 出 の 部 (注)

(単位：円)

経 費 区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	支 払 先
出展料 (小間代、登録料等出展 に際してかかる費用)				
会場設備費 (ブース装飾費、追加備 品費、水道光熱費等)				
出品物の輸送通関費				
出品及び出品物輸送通 関に係る保険料				
渡航費				
計				

(注) 支出の部については助成対象外経費（消費税、関税、その他諸税、送金手数料等）を除いた金額を記入してください。

記入欄が足りない場合は、追加してください。

助成金交付申請額

(単位：円)

助成金交付申請額 (注)	
--------------	--

(注) 助成金交付申請額は第 5 条第 1 項に定める額を限度とします。

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

(申請者)

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

海外展示商談会への共同出展に係る出展料等負担報告書

このたび当社が他社との共同で出展した海外展示商談会の出展料等負担については、以下のとおり相違ありません。

出展した展示商談会の名称		
共同出展者の所在地及び名称 (共同出展者が複数ある場合は 全て記載すること。)		
出展の規模 (ブース面積等)	全体面積	申請者使用面積
	m ²	m ²
出展料 (小間代、登録料など 出展に際してかかる費用)	共同出展に係る全体の 出展料	申請者が負担した 出展料相当額
	円	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 申請者が負担した出展料等相当額の分かる資料 <input type="checkbox"/> 展示商談会出展に係るブース平面図 (申請者使用部分を明示したもの) <input type="checkbox"/> 展示商談会出展ブースの写真 <input type="checkbox"/> その他 ()	

第 号
年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業助成金額確定通知書

年 月 日に提出のあった海外展示商談会出展支援事業実績報告書については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第 11 条の規定に基づく審査の結果、次のとおり助成金額を確定しましたので通知します。

1 助成金確定額

¥ . -

2 注意事項

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付に関して不正の行為を行ったことが明らかになった時は、助成金の交付を取消し、助成金の全額又は一部の返還を求めます。
- (2) この助成金の使途について、必要があると認められるときは調査を行なうことがあります。

担当 :

年 月 日

(請求先)

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長

(請求者)

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

海外展示商談会出展支援事業助成金交付請求書

年 月 日 第 号をもって助成金額の確定通知を受けた海外展示商談会出展支援事業助成金について、次のとおり請求します。

請求金額 ￥ . -

振 込 先

金融機関名	銀行 信用金庫 本店 支店 支所 営業所 ※該当するものを○で囲んでください。
種 目	・普通預金 ・当座預金 ※該当するものを○で囲んでください。
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人	

第 14 号様式（第 13 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人横浜企業経営支援財団
理事長 印

海外展示商談会出展支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号海外展示商談会出展支援事業助成金交付決定については、海外展示商談会出展支援事業助成金交付要綱第 13 条の取消要件に該当するため、取り消します。

取消理由

担当：